

道の駅やちよ各種設備定期保守点検業務基準

1 建築基準法第12条第4項の規定による特定建築設備点検

毎年度1回各施設において、上記の点検を行うこと。

2 合併処理浄化槽維持管理

各施設において下記の回数点検等を行うこと。

また、毎年1～3月分を4月10日までに、4～6月分を7月10日までに、7～9月分を10月10日までに、10～12月分を1月10日までに千葉県葛南地域振興事務所地域環境保全課に維持管理状況を報告すること。(浄化槽法施行細則第6条)

(1) 八千代ふるさとステーション(467人槽, 処理水量: 85.4 m³/日)

- ・保守点検 週1回(浄化槽法第10条第1項, 浄化槽法施行規則第6条第2項)
- ・定期点検 年1回(浄化槽法第11条)
- ・水質検査 月1回

(2) やちよ農業交流センター(200人槽, 処理水量: 38 m³/日)

- ・保守点検 月2回(浄化槽法第10条第1項, 浄化槽法施行規則第6条第2項)
- ・定期検査 年1回(浄化槽法第11条)
- ・水質検査 3か月に1回

3 自家用電気工作物保守管理

各施設において下記の回数点検等を行うこと。

(1) 八千代ふるさとステーション(受電電圧: 6,600V, 設備容量: 250KVA)

- ・月次点検 2か月に1回(電気事業法第42条の保安規程による)
- ・年次点検 年1回(電気事業法第42条の保安規程による)

(2) やちよ農業交流センター(受電電圧: 6,600V, 設備容量: 250KVA)

- ・月次点検 2か月に1回(電気事業法第42条の保安規程による)
- ・年次点検 年1回(電気事業法第42条の保安規程による)

4 消防用設備保安点検

各施設について下記の回数点検等を行い、八千代市消防本部予防課に報告すること。

(1) 八千代ふるさとステーション

○点検内容

消火器設備: 粉末消火器7本, 強化液消火器2本

自動火災報知設備: 受信機P-1級1面, 差動式スポット型感知器35個, 定温型スポット型感知器4個, 煙感知器17個, 発信機2個, 表示灯2個, 電源, 配線点検

非常放送設備：増幅器操作部，自動火災報知設備の連動，スピーカー42個，常用電源，配線設備

誘導灯及び誘導標識設備：誘導灯15台，配線点検

- ・消防設備外観点検及び機能点検 6か月に1回（消防法第17条の3の3，消防法施行規則第31条の6）

- ・消防設備総合点検 年1回（消防法第17条の3の3，消防法施行規則第31条の6）

(2) やちよ農業交流センター

○点検内容

消火器設備：粉末消火器7本，強化液消火器2本

自動火災報知設備：受信機P-1級1面，差動式スポット型感知器48個，定温型スポット型感知器17個，煙感知器15個，発信機6個，表示灯6個，電源，配線点検

非常放送設備：増幅器操作部，自動火災報知設備の連動，スピーカー32個，常用電源，配線設備

誘導灯及び誘導標識設備：誘導灯21台，配線点検

- ・消防設備外観点検及び機能点検 6か月に1回（消防法第17条の3の3，消防法施行規則第31条の6）

- ・消防設備総合点検 年1回（消防法第17条の3の3，消防法施行規則第31条の6）

5 自動ドア保守点検

各施設において下記の回数点検等を行うこと。

(1) 八千代ふるさとステーション

- ・両引自動ドア3か所の点検 年1回

- ・片引自動ドア3か所の点検 年1回

(2) やちよ農業交流センター

- ・両引自動ドア1か所の点検 年1回

- ・片引自動ドア2か所の点検 年1回

※農産物加工所，農産物・加工品販売所は，利用者が負担

6 冷暖房設備等保守点検

八千代ふるさとステーション及びやちよ農業交流センターにおける業務用エアコン，冷凍冷蔵ショーケース及び業務用冷凍冷蔵庫において，フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条の規定による管理者判断基準に基づく簡易点検を下記の回数行うこと。簡易点検を行うにあたっては，業務用冷凍空調機器ユーザーによる簡易点検の

手引き（一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会）を参考とすること。

また，利用者が利用する区画における設備又は備品の業務用エアコン，冷凍冷蔵ショーケース及び業務用冷凍冷蔵庫においては，利用者に行わせること。

- ・ 3か月に1回

7 シャッター保守点検

やちよ農業交流センターにおいて下記の回数点検等を行うこと。

- ・ 年2回

8 排水管高圧洗浄

八千代ふるさとステーション及びやちよ農業交流センターにおいて，下記の回数洗浄等を行うこと。

- ・ 年2回